

# 鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 8 日 (火) 第3193号の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日 (毎週火, 金)

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 1

### 公 安 委 員 会 規 則

- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 4
- 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 9
- 鹿児島県地方警察職員の初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 9

## 教 育 委 員 会 規 則

鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 8 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

### 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 1 号

鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

(鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則の一部改正)

第 1 条 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則 (昭和32年鹿児島県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第 6 ア の 表 中

38	を	37	に改める。
39		38	
40		38	
41		39	
41		39	
42		40	
42		40	

43	41
43	42
44	43

別表第6ウの表中

62	を	61	に改める。
62		62	
62		62	
62		62	
62		62	
62		62	
63		62	
63		62	
63		63	
63		63	
63		63	
63		63	
64		63	
64		63	
64		63	

（教育職員の給料の調整額に関する規則の一部改正）

第2条 教育職員の給料の調整額に関する規則（昭和32年鹿児島県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2アの表1級の項中「6,790円」を「6,912円」に、「6,858円」を「6,979円」に、「6,925円」を「7,047円」に、「6,993円」を「7,114円」に、「7,069円」を「7,191円」に、「7,155円」を「7,276円」に、「7,236円」を「7,357円」に、「7,317円」を「7,438円」に、「7,398円」を「7,519円」に、「7,492円」を「7,614円」に、「7,582円」を「7,704円」に、「7,672円」を「7,794円」に、「7,762円」を「7,884円」に、「7,861円」を「7,983円」に、「7,960円」を「8,082円」に、「8,059円」を「8,181円」に、「8,163円」を「8,284円」に、「8,280円」を「8,401円」に、「8,392円」を「8,514円」に、「8,505円」を「8,626円」に、「8,617円」を「8,739円」に、「8,694円」を「8,815円」に、「8,770円」を「8,892円」に、「8,847円、25号給8,914円、26号給8,991円」を「8,968円」に改め、同表2級の項中

「8,779円」を「8,905円」に、「8,856円」を「8,982円」に、「8,928円」を「9,054円」に、「9,004円」を「9,130円」に、「9,085円」を「9,211円」に、「9,162円」を「9,288円」に、「9,238円」を「9,364円」に、「9,310円」を「9,436円」に、「9,391円」を「9,517円」に、「9,477円」を「9,603円」に、「9,562円」を「9,688円」に、「9,648円」を「9,774円」に、「9,724円」を「9,850円」に、「9,814円」を「9,940円」に、「9,904円」を「10,030円」に、「9,994円」を「10,120円」に、「10,080円」を「10,206円」に、「10,201円」を「10,327円」に、「10,323円」を「10,449円」に、「10,444円」を「10,570円」に、「10,561円」を「10,687円」に、「10,687円」を「10,813円」に、「10,804円」を「10,930円」に、「10,926円、25号給11,043円」を「11,052円」に改める。

別表第2イの表1級の項中「6,790円」を「6,912円」に、「6,858円」を「6,979円」に、「6,925円」を「7,047円」に、「6,993円」を「7,114円」に、「7,069円」を「7,191円」に、「7,155円」を「7,276円」に、「7,236円」を「7,357円」に、「7,317円」を「7,438円」に、「7,398円」を「7,519円」に、「7,492円」を「7,614円」に、「7,582円」を「7,704円」に、「7,672円」を「7,794円」に、「7,762円」を「7,884円」に、「7,861円」を「7,983円」に、「7,960円」を「8,082円」に、「8,059円」を「8,181円」に、「8,163円、18号給8,280円、19号給8,392円」を「8,284円」に改め、同表2級の項中「7,501円」を「7,627円」に、「7,596円」を「7,722円」に、「7,690円」を「7,816円」に、「7,789円」を「7,915円」に、「7,879円」を「8,005円」に、「7,978円」を「8,104円」に、「8,077円」を「8,203円」に、「8,176円」を「8,302円」に、「8,280円」を「8,406円」に、「8,406円」を「8,532円」に、「8,527円」を「8,653円」に、「8,649円」を「8,775円」に、「8,779円」を「8,905円」に、「8,856円」を「8,982円」に、「8,928円」を「9,054円」に、「9,004円」を「9,130円」に、「9,085円」を「9,211円」に、「9,162円」を「9,288円」に、「9,238円」を「9,364円」に、「9,310円」を「9,436円」に、「9,391円」を「9,517円」に、「9,477円」を「9,603円」に、「9,562円」を「9,688円」に、「9,648円」を「9,774円」に、「9,724円」を「9,850円」に、「9,814円」を「9,940円」に、「9,904円」を「10,030円」に、「9,994円」を「10,120円」に、「10,080円」を「10,206円」に、「10,201円」を「10,327円」に、「10,323円」を「10,449円」に、「10,444円」を「10,570円」に、「10,561円」を「10,687円」に、「10,687円」を「10,813円」に、「10,804円、36号給10,926円」を「10,930円」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（以下「改正後の初任給等規則」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の教育職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(平成27年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 3 平成27年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給等規則の規定による号給が第1条の規定による改正前の鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（以下「改正前の初任給等規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等規則の規定にかかわらず、改正前の初任給等規則の規定による号給とするものとする。

(施行日から平成28年3月31日までの間における異動者の号給)

- 4 施行日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

---

**公安委員会規則**

---

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月8日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

**鹿児島県公安委員会規則第1号**

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条，第2条の2関係）

## 現 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	126,400	177,600	199,300	246,800	276,600
	2	127,300	179,100	200,700	248,000	278,500
	3	128,300	180,600	202,100	249,100	280,300
	4	129,200	182,100	203,400	250,400	282,200
	5	130,200	183,500	204,700	251,300	284,000
	6	131,200	185,000	206,100	252,600	285,800
	7	132,200	186,400	207,500	253,800	287,500
	8	133,200	187,800	208,900	255,000	289,400
	9	134,000	189,200	210,300	256,100	291,100
	10	135,000	190,400	211,900	257,300	292,900
	11	136,000	191,700	213,500	258,500	294,600
	12	137,100	192,800	214,900	259,700	296,400
	13	137,900	194,000	216,200	260,800	298,000
	14	138,900	195,100	217,700	261,900	299,700
	15	139,900	196,200	219,200	262,900	301,300
	16	140,900	197,300	220,500	264,000	302,800
	17	142,000	198,400	221,600	265,100	304,400
	18	143,200	199,500	222,400	266,300	306,000
	19	144,400	200,500	223,300	267,400	307,700
	20	145,600	201,500	224,300	268,400	309,400
	21	146,700	202,500	225,200	269,400	310,700
	22	147,900	203,600	226,700	270,500	312,100
	23	149,100	204,700	228,000	271,600	313,500
	24	150,300	205,700	229,100	272,700	315,000
	25	151,500	206,600	230,600	273,700	316,400
	26	153,000	207,500	231,900	274,800	317,900
	27	154,500	208,200	233,200	275,900	319,300
	28	156,000	209,100	234,500	277,000	320,700
	29	157,400	210,000	235,700	278,000	322,300
	30	158,900	211,200	236,900	279,100	323,500
	31	160,400	212,200	238,200	280,100	324,800
	32	161,900	213,100	239,500	281,100	326,000
	33	163,400	213,800	240,600	282,000	327,100
	34	165,200	215,000	241,900	282,900	328,000
	35	167,000	216,100	243,100	284,000	329,100
	36	168,800	217,300	244,300	285,100	330,200
	37	170,600	218,300	245,600	285,800	331,300
	38	172,300	219,500	246,900	286,700	332,400
	39	174,000	220,700	248,200	287,600	333,400
	40	175,700	221,800	249,500	288,500	334,400
	41	177,300	222,800	250,600	289,400	335,400
	42	178,700	224,000	251,900	290,400	336,400
	43	180,100	225,100	253,100	291,400	337,400
44	181,500	226,200	254,400	292,300	338,400	

45	183,000	227,300	255,300	293,000	339,300
46	184,400	228,400	256,400	293,900	340,300
47	185,800	229,500	257,600	294,800	341,300
48	187,200	230,600	258,700	295,700	342,300
49	188,500	231,700	259,900	296,400	343,200
50	189,700	232,800	261,100	297,000	344,100
51	190,800	233,900	262,300	297,700	345,000
52	192,000	235,100	263,300	298,500	345,800
53	193,100	236,200	264,400	299,100	346,600
54	194,200	237,200	265,500	299,900	347,400
55	195,300	238,100	266,700	300,600	348,200
56	196,400	239,100	267,900	301,300	348,900
57	197,500	240,100	268,900	302,000	349,600
58	198,500	241,100	269,900	302,700	350,400
59	199,500	242,100	271,000	303,500	351,200
60	200,500	243,000	272,000	304,200	351,900
61	201,600	244,000	273,100	304,800	352,600
62	202,500	244,900	274,200	305,500	353,300
63	203,400	245,800	275,200	306,200	354,000
64	204,300	246,700	276,300	306,900	354,700
65	205,000	247,600	277,200	307,400	355,300
66	205,800	248,400	278,000	307,900	355,800
67	206,500	249,200	278,800	308,500	356,300
68	207,300	249,900	279,600	309,100	356,800
69	207,700	250,700	280,500	309,700	357,200
70	208,300	251,300	281,300	310,100	
71	208,600	251,900	282,100	310,600	
72	209,200	252,400	282,800	311,100	
73	209,700	252,600	283,600	311,400	
74	210,300	253,000	284,300	311,900	
75	210,900	253,500	285,100	312,400	
76	211,700	254,000	285,900	312,800	
77	211,900	254,600	286,500	313,000	
78	212,600	255,000	287,000	313,300	
79	213,200	255,500	287,500	313,600	
80	213,800	256,000	287,900	313,900	
81	214,500	256,300	288,300	314,200	
82	215,100	256,600	288,700	314,500	
83	215,700	256,900	289,200	314,800	
84	216,400	257,200	289,700	315,100	
85	217,100	257,400	290,100	315,300	
86	217,700	257,600	290,700	315,700	
87	218,300	257,900	291,300	316,000	
88	219,000	258,200	291,900	316,200	
89	219,500	258,400	292,200	316,400	
90	220,100	258,600	292,700	316,700	
91	220,700	259,000	293,200	317,000	
92	221,300	259,200	293,600	317,300	

	93	221,700	259,500	294,000	317,500	
	94	222,200	259,900	294,500	317,800	
	95	222,700	260,200	295,000	318,100	
	96	223,200	260,500	295,500	318,300	
	97	223,800	260,700	295,800	318,500	
	98	224,300	261,000	296,200	318,800	
	99	224,800	261,200	296,700	319,100	
	100	225,300	261,500	297,200	319,300	
	101	225,900	261,800	297,600	319,500	
	102	226,400	262,000	298,000		
	103	227,000	262,300	298,300		
	104	227,600	262,600	298,600		
	105	228,000	262,800	298,900		
	106	228,500	263,000	299,300		
	107	229,000	263,300	299,700		
	108	229,400	263,500	300,100		
	109	229,600	263,800	300,400		
	110	230,000	264,100	300,800		
	111	230,500	264,400	301,200		
	112	231,000	264,600	301,500		
	113	231,400	264,800	301,700		
	114	231,900	265,100	302,000		
	115	232,400	265,300	302,300		
	116	232,900	265,500	302,500		
	117	233,200	265,800	302,700		
	118	233,600	266,100	303,000		
	119	234,000	266,400	303,300		
	120	234,400	266,700	303,500		
	121	234,800	266,800	303,700		
	122		267,100	304,000		
	123		267,400	304,300		
	124		267,700	304,500		
	125		267,800	304,700		
	126		268,100	305,000		
	127		268,400	305,300		
	128		268,700	305,500		
	129		268,800	305,700		
	130		269,100	306,000		
	131		269,400	306,300		
	132		269,700	306,500		
	133		269,800	306,700		
	134		270,100			
	135		270,400			
	136		270,700			
	137		270,800			
再任用職員		192,400	203,500	222,000	242,800	273,500

別表第5中

38		37
38		38
38		38
38		38
38		38
38		38
39		38
39	を	38
39		39
39		39
39		39
39		39
40		39
40		39
40		39

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則別表第1の規定を適用する場合においては、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第1の規定及び単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成27年鹿児島県公安委員会規則第11号。以下この項において「平成27年改正規則」という。）附則第2項の規定に基づいて支給された給料は、改正後の規則別表第1の規定及び平成27年改正規則附則第2項の規定による給与の内払とみなす。
- 3 平成27年4月1日からこの規則の施行の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則別表第5の規定による号給が改正前の規則別表第5の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第5の規定にかかわらず、改正前の規則別表第5の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があ



ると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

- 5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例及び鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例（平成28年鹿児島県条例第9号）の適用を受ける職員の例による。

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年3月8日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

**鹿児島県公安委員会規則第2号**

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則（昭和59年鹿児島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第22条第4項第2号中「4,600円」を「5,200円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月8日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

**鹿児島県公安委員会規則第3号**

鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則（平成3年鹿児島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第6ウの表中

「	30	「	29
	30		30
	31		30
	31		30
	32		31
	32		31
	33	を	31
	33		32
	34		32
	34		32
	35		33

に改める。

35
36

34
35

別表第6オの表中

49	45	22	21
50	46	22	22
51	47	23	22
52	48	23	22
53	49	24	23
53	50	24	23
54	51	25	23
54	51	25	24
54	52	25	24
55	52	25	24
55	53	25	24
55	53	25	24
56	54	26	25
56	54	26	25
56	55	26	25
56	56	26	25
57	56	26	26
57	57	26	26
58	57	27	26
58	57	27	26
59	58	27	26
60	58	27	27
60	58	27	27
61	59	27	27
61	59	27	27
66		28	27
66			
67			
67			
68			
68			
69			
69			

を に, を に改める。

## 附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の初任給規則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。  
（平成27年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 3 平成27年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給規則の規定による号給が改正前の鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下この項において「改正前の初任給規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給規則の規定にかかわらず、改正前の初任給規則の規定による号給とするものとする。  
（施行日から平成28年3月31日までの間における異動者の号給）
- 4 施行日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。